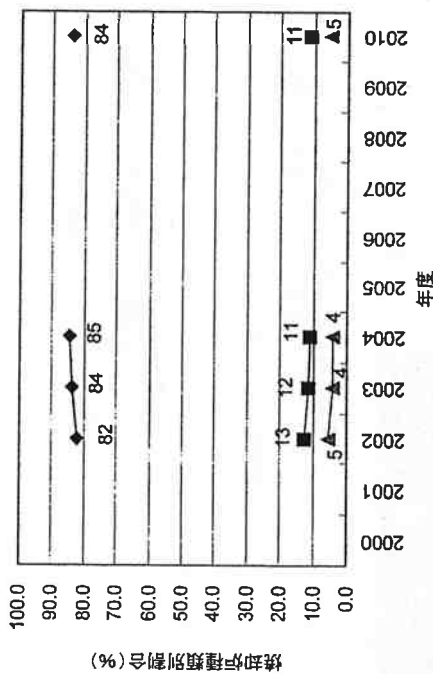


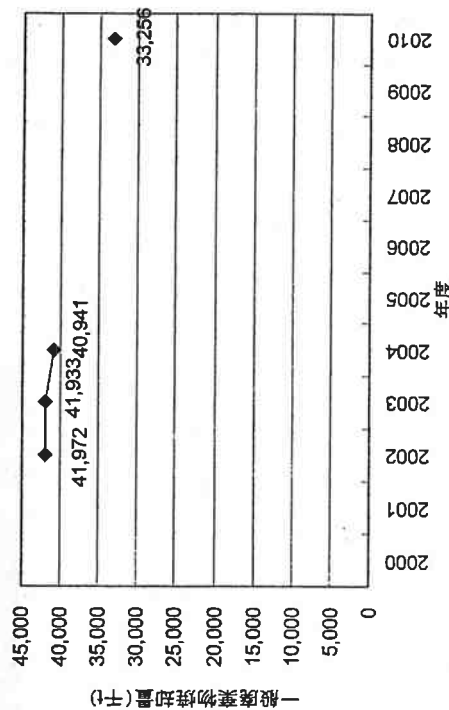
備考

2. 国の施策

施策の全体像		2006年度実績見込み (2007年度予定)
[法律・基準] - 循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画に定める目標の達成に向けた取組 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2に基づき設定(平成17年5月改正)した廃棄物減量目標値の達成に向けた取組 - 個別リサイクル法(容器包装リサイクル法等)に基づく措置の実施や評価、検討	継続	
	継続	
	平成18年6月に改正容器包装リサイクル法が成立	
	食品リサイクル法の改正に関する検討(食品リサイクル法の改正)(家電リサイクル法の施行状況の評価・検討)	
[税制]		
[予算・補助] - 廃棄物処理施設整備費補助 - 循環型社会形成推進交付金 - 廃棄物処理施設における温暖化対策事業	2006年度予算額(2007年度予算案)	
	50,248百万円の内数	
	(38,261百万円の内数)	
	48,383百万円の内数	
[融資]	(51,521百万円の内数)	
	1,505百万円(2,117百万円)	
[技術開発]		
[普及啓発] グリーン購入法に基づく廃棄物の削減に資する物品等の優先的購入	継続	
[その他]		
- 一般廃棄物の標準的な分別収集区分や適正な循環の利用や処分の方針を示す「処理システムガイドライン」を作成 - 経済的インセンティブを活用し一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、「有料化ガイドライン」を作成し、一般廃棄物処理の有料化の推進を図る。	継続	
	継続	



◆...全焼却炉 ■...埋焼炉 ▲...パッチ炉



定額・算出方法	各市町村への調査を集計後、若干の補正を行って算出
出典、公表時期	「日本の廃棄物処理」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課) 毎年度11月頃公表 「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書(廃棄物等循環利用量実態調査編)」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課) 毎年度3月頃公表

3. 排出削減見込量の根拠等

計算時に見込んだ前提

- ・ 焼却量 1 トン当たりの N2O 排出量 (g-N2O/t)
 - 全連続炉 : 52 准連続炉 : 53 パッチ炉 : 64

一般廃棄物焼却施設における一酸化二窒素の排出量は、以下の式により算出する。

$$\text{焼却に伴う排出量} = \text{焼却方式別の廃棄物焼却量} \times \text{焼却方式別排出係数}$$

一般廃棄物の焼却に伴う N2O 排出量については、「廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標」及び「循環型社会形成推進基本計画」に沿ってリサイクル及び廃棄物処理が着実に実行されると想定し、本計画の下での一般廃棄物の焼却量を用いて廃棄物焼却量を表のとおり算定した。具体的には、これらの目標・計画の内訳として、焼却等による減量化（排出抑制、再生利用の上で行われる）の量があり、これを、焼却による減量化率（1999-2001 の平均値）で割ることにより、一般廃棄物の焼却量を算定している。

また、焼却方式については、「日本の廃棄物処理」を基に、焼却炉の耐用年数を 20 年と仮定し、100t/d 以上の准連続炉は更新時に全連続炉に置き換わり、パッチ炉は更新時に処理能力にして半分の炉が全連続炉に統合されると想定し、将来における焼却方式別焼却割合を表のとおり推計した。さらに、廃棄物の焼却方式別の排出係数は、1998-2000 年度の温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）における排出係数の平均値を用いて、全連続式では 52g-N2O/t、准連続式では 53g-N2O/t、パッチ炉では 64g-N2O/t とした。

これより、一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化等を実施した場合と実施しなかった場合の 2010 年度における N2O 排出量を表のとおり推計した。対策の推進による N2O 排出削減見込量は約 21.3 万 t-CO2 与約 20 万 t-CO2 と推計された。

表. 2010 年度における廃棄物焼却量、焼却方式別割合及び N2O 排出量

	一般廃棄物焼却量 (千トン、乾重量ベース)		N2O 排出量 (万 t-CO2)	
	対策なし	対策あり	対策なし	対策あり
全焼却量	46,066	33,256		
焼却方式 別割合	全連続炉	79.50%	83.80%	59.5
	准連続炉	14.10%	11.10%	10.7
	パッチ炉	6.40%	5.10%	5.8
合計			76	54.7

2-39 : 都市緑化等の推進

(別表 5-2①)、【国】

1. 対策評価指標の実績と見込み

- 現時点における対策評価指標の 2010 年度の見通し
 - 公共公益施設等における高木植栽本数
 - ＜高木植栽本数の増加量を 7 千 5 百万本と想定＞

<参考>

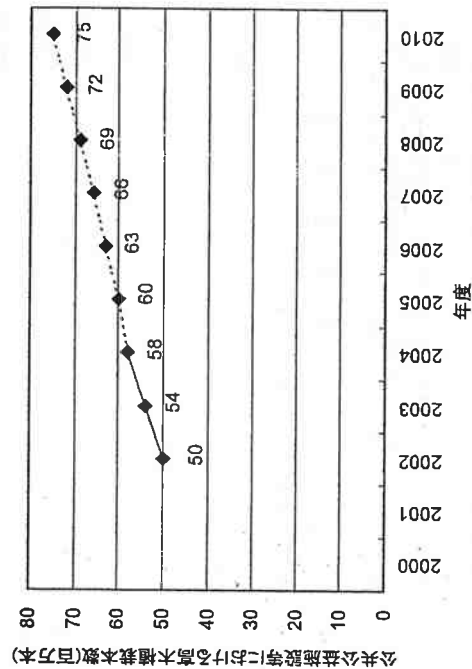
目標達成計画における対策評価指標＜2010 年度見込み＞

公共公益施設等における高木植栽本数
＜高木植栽本数の増加量を 7 千 5 百万本と想定＞

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
公共公益施設等における高木植栽本数 (1990 年度からの増加量)	50	54	58	60	63	66	69	72	75		
(最小値) (最大値)											

(単位: 百万本)

※2004 年度まで実績に基づく推計。2005 年度から 2009 年度までは便宜的に直線補間したもの。



定義・算出方法	毎年の公園整備量等をもとに、公共公益施設等における高木植栽本数を推計
出典、公表時期	都市公園等整備状況調査
備考	

2. 国の施策

施策の全体像	2006年度実績見込み (2007年度予定)
〔法律・基準〕 ○ 都市公園法 (昭和31年4月20日 法律第79号) - 都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、都市公園の設置及び管理に関する基準を定める (1956年10月15日施行)。 ○ 都市緑地法 (昭和48年9月1日 法律第72号) - 都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とし、都市における緑地の保全及び緑地の推進に関し必要な事項を定める (1974年2月1日施行)。	継続
〔税制〕 ○ 都市公園法関連 - 公園用地の公共団体による買い取り (不動産取得税、所得税、法人税の減免)、借地公園 (固定資産税・都市計画税、相続税の減免) - 公園用地の買い取り：都市計画公園・緑地等の整備のため地方公共団体が用地取得する際には、不動産取得税について、代替不動産取得価格から被収用不動産価格を控除する。所得税に関しでは、譲渡所得について5,000万円を控除する。法人税に関しては、譲渡益又は5,000万円の小さい方を損金参入することとしている。 - 借地公園：公園管理者が土地所有者との賃借契約により土地物件に関する権原を借りて都市公園を開設する際は、固定資産税・都市計画税について無償貸し付けの場合非課税とし、相続税については、平成4年度から4割評価減とすることとしている。 ○ 都市緑地法関連 - 特別緑地保全地区制度 (固定資産税、相続税の減免)、市民緑地制度 (固定資産税・都市計画税、相続税の減免)、緑化施設整備計画認定制度 (固定資産税の減免)	継続

もつづき公開された緑地等は、固定資産税・都市計画税について無償貸し付けの場合非課税とし、相続税については、平成7年度から2割評価減とすることとしている。 ・緑化施設整備計画認定制度：平成13年度から、市町村長が認定した建築物の敷地内の緑化に関する計画にもつづく緑化施設整備について、固定資産税の特例が認められている。	緑化施設整備計画認定制度については、平成19年度から特例措置の認定条件を緩和。
〔予算／補助〕 ・都市公園・緑地保全等事業 国の補助 (用地 1/3、施設 1/2 等)	121,967 百万円 (2006 年度) 115,718 百万円 (2007 年度)
〔融資〕 ・政策投資融資銀行融資制度 エコビル整備事業 政策金利 1 融資比率 40% 平成5年度より創設。延べ面積 2,000 ㎡以上で、敷地面積に対する緑化面積が 20%以上かつ緑化面積が 600 ㎡以上である緑化施設を備える等の要件を満たす環境に配慮した建築物の整備事業に対し、低利で融資を行う。	継続
〔技術開発〕 ・吸収源対策の算定 平成17年度から、新たな国際指針「土地利用、土地利用変化及び林業に関するグッド・プラクティス・ガイダンス」に即した、吸収量の算定方法等の精査・検討を実施中。	継続
〔普及啓発〕 ・みどりの週間 平成元年閣議決定。毎年4月23日から4月29日までの一週間とし、この週間に於いて地方公共団体及び一般の協力を得て「みどりに関する各種行事等を全国的に実施している。」 ・都市緑化月間 昭和50年度から、毎年10月、国及び地方公共団体は、広く国民の理解と協力を得て、都市における緑の保全・創出や、都市公園、街路樹の整備等を推進し、住民参加による緑豊かな美しいまちづくりを展開している。 ・都市緑化基金の活用 昭和56年度から、全国の企業や個人からの募金を「都市緑化基金」として運用し、都市緑地の推進、普及啓発事業を行っている。	平成18年8月の閣議決定により、みどりの週間は廃止され、新たにみどりの月間が設けられた (毎年4月15日から5月14日までの期間)。 この期間において「みどりの式典」を開催するほか、地方公共団体及び一般の協力を得て、「みどりに関する各種行事等を全国的に実施していく。」
〔その他〕	